

I 朝霞第一中学校震災対応マニュアル

(1) 日常的な学校の防災活動

日ごろの安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合において、速やかに生徒等の安全確保を図るため、次の事項について定める。

学校安全指導委員会の設置

委員長
(校長)

副委員長
(教頭、教務主任等)

総務係 (災害対応マニュアル、学校災害対策本部組織等の整備、資料・情報収集、記録など)
施設・設備点検係 (施設・設備の点検など)
安全指導係 (防災教育・避難訓練、研修の企画など)
救急・救護係 (応急手当、防災用具の取り扱いの指導など)

- 適切な安全指導及び施設
- 学校の防災体制の推進に必要な計画を検討し実施する。

災害対応マニュアル作成

(教頭)

- 災害の状況別の具体的対策
- 生徒等の安否確認、保護者への引渡し計画
- 関係機関への連絡体制の整備 など
(随時見直す)

避難所開設・運営の支援
マニュアル作成

- 学校としての支援体制及び PTA や地域関係団体との分担を整備する。特に、生徒等の安全確保、速やかな学校再開に向けた分担を優先した体制を整える。(市役所地域対応班・町内会自主防災組織、消防団、PTA、との連絡)

学校施設・設備等の点検・整備

(教頭)

- 灯油庫や薬品保管庫等の危険物保管所はじめ校内及び校地内の施設・設備全般について点検を実施する。
(定期・随時・日常の点検)
- 消防法に基づく点検・整備
- 学校保健安全法施行規則 28 条に基づく点検・整備

防災上必要な用品等の点検・整備

(教頭)

- 保管場所の把握
- 重要書類等の適切な保管 (校長室耐火書庫)
校長印、学校沿革史、卒業台帳、指導要録、人事関係書類など

避難経路・避難場所の想定及び確認

(安全主任・安全部)

- 災害状況別(在校時、登下校時等) に具体的な避難方法及び第一次避難場所、液状化や火災の際の第二避難場所を想定し、実地に確認しておく。
- 生徒等、教職員の共通認識

防災教育の実施

(安全教育主任・安全指導部)

- ※3 防災教育の推進参照
- 「自分の生命は自分で守る」という主体的な生徒の育成を目指すために、必要な知識・技能・態度の習得に主眼を置いた指導の実施
- 生徒の発達段階に応じた防災教育の実施
- 多様な状況を想定した避難訓練の実施
- 防災研修の実施
- 「心のケア」の視点に立つ研修(さわやか相談室 SC)

情報・連絡体制の整備

(教頭、情報教育主任)

- 円滑かつ的確な情報の伝達
- 一元的な情報の管理
- 学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡すべき機関のリストアップなど、情報連絡体制の整備
- PTAと災害時の協力体制、緊急連絡方法の協議
- 近隣校、地域団体との連絡

家庭・PTA・地域との連携

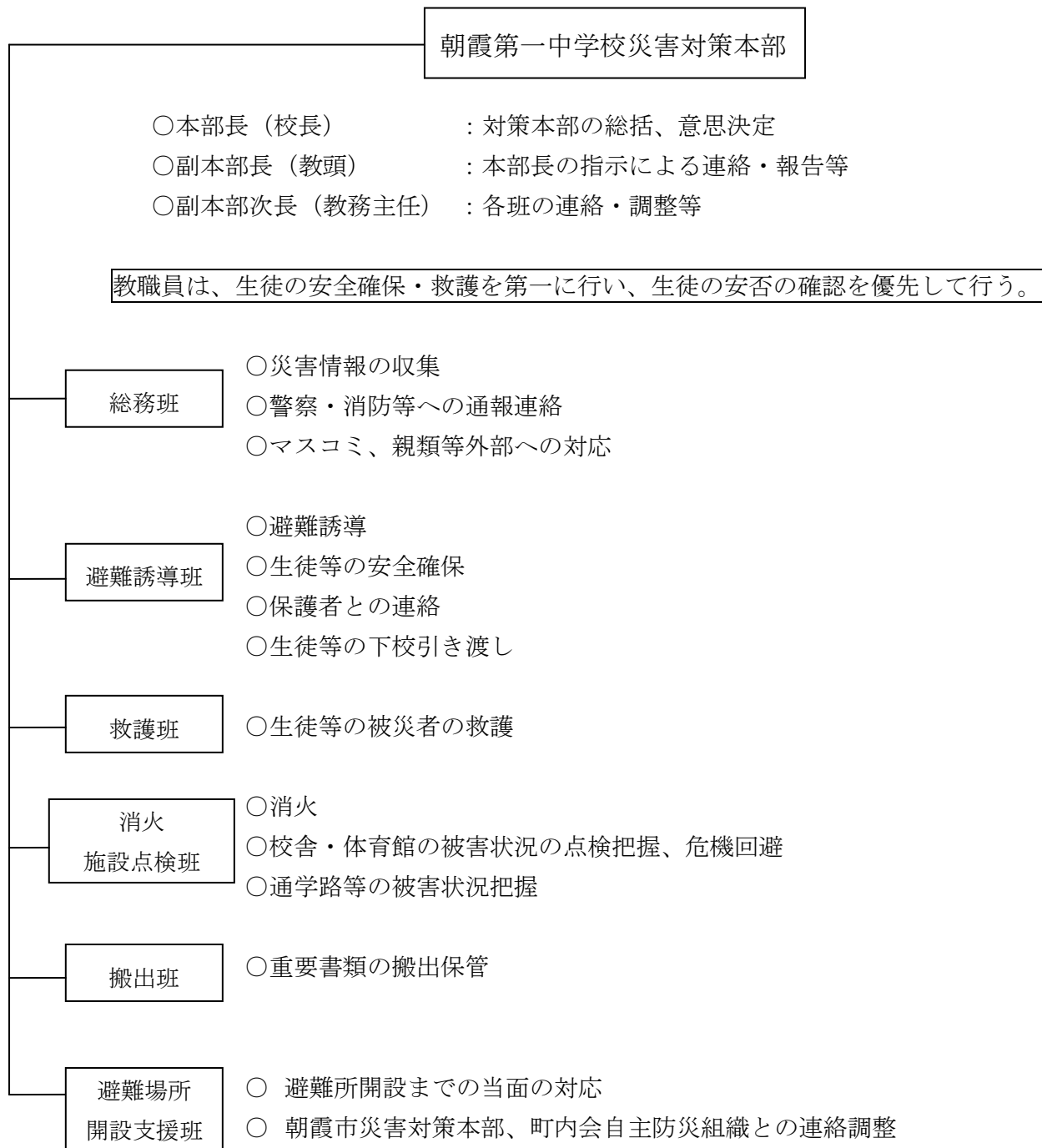
(教頭、情報教育主任、PTA)

- 各種の機会を通じて、避難所開設・運営や学校防災計画の内容や災害発生時の生徒等の動向、学校の対応などを知らせておく。
- 在校時災害における学校への連絡方法の周知や在校時外の方法にかかわる協力の要請
- *日ごろからの「開かれた学校」を目指し、学校HPやくまさんメール等で情報発信に努める。

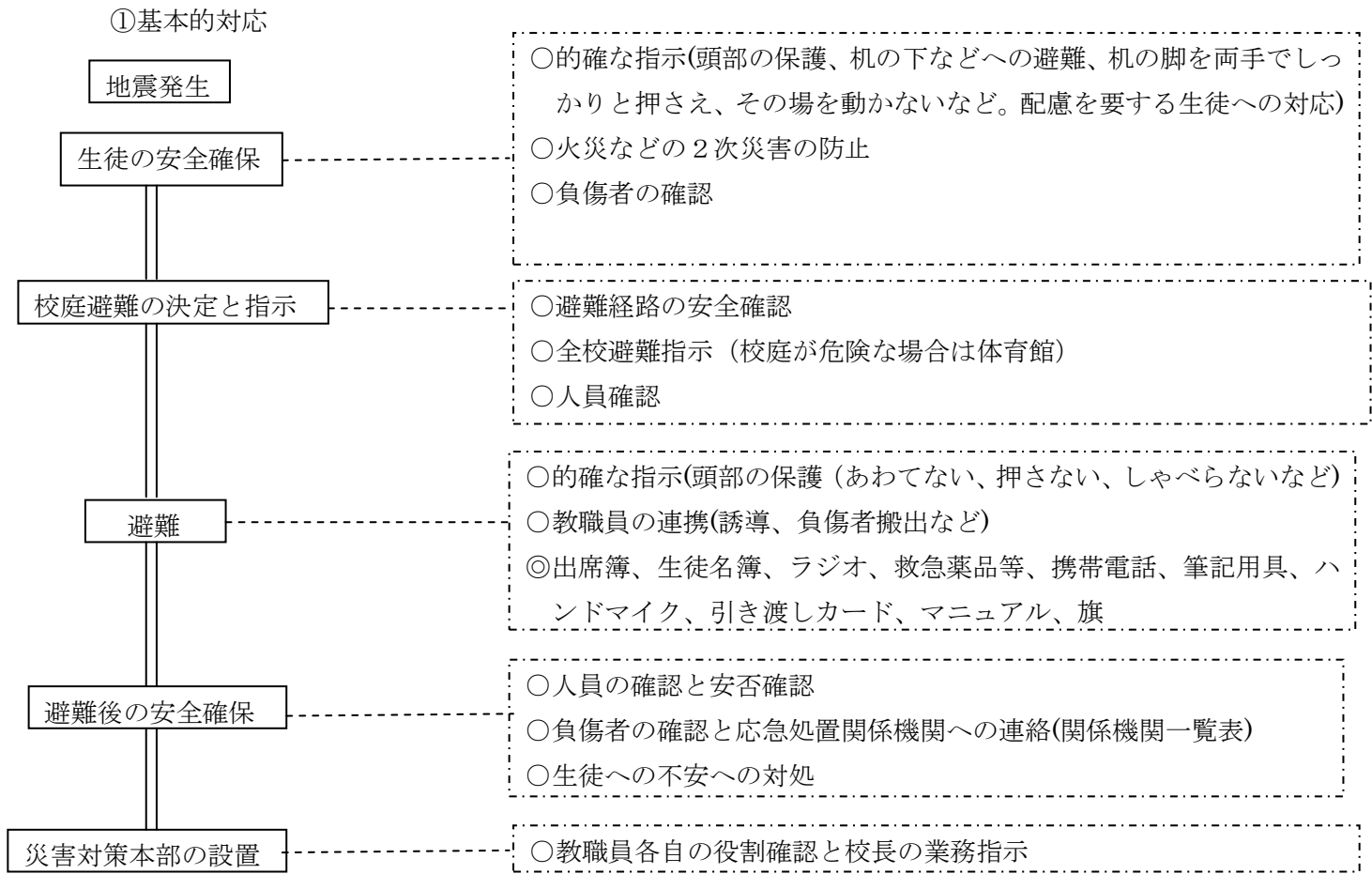
(2) 学校災害対策本部の組織

災害の規模・被害の状況等を踏まえ、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応に当たる。

消防計画で定める自衛消防組織との整合性を踏まえ、学校の実情に応じた組織を編成し、周知徹底を図っておく。



(3) 生徒・教職員在校時の災害対応マニュアル



①避難場所での対応

② 生徒の不安に対する対処、安全確保(少人数で全体が見渡せるように、生徒等のそばにいて、勝手な行動をとらせないように指示)

②被害状況の把握

① 学校施設・通学路の点検
 ○通学路及び生徒等の校舎避難、避難所の開設等のための、外見上の安全確認
 ○危険個所の立ち入り確認等の危険回避対応

③災害情報の収集

③ マスコミ：地震の規模、余震の可能性と規模、津波などの二次災害の危険性等の情報収集
 地 域：学区の被害状況、危険個所

④市教委への報告

④ 被害の状況、その他学校内外の指導事項の確認、その他の情報収集、状況に応じた臨時休校措置

⑤外部との対応

⑤ 保護者、親類、知人、マスコミ等からの照会に対応。近隣学校間、校種間連携のネットワークの確立。(近隣で支援しあえることはないか、情報交換をする。)

⑥避難場所の開設

⑥ 避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動

避難後の対応決定

- ①避難継続
- ②保護者への連絡

○生徒等の避難後の対応決定(震度5弱以上の場合、生徒を保護者に引き渡す。引き渡しカードに従って引き渡しを行う。また保護者と連絡が取れなかった場合や引き渡しができない場合は、体育館で生徒を保護する。非常食の配布、毛布等の防寒具の手配 飲料水の手配)

保護者への引き渡し

○対応決定後の保護者への連絡 (学校HP くまさんメール、すまいるFM)

②被災状況別の対応例

ア 授業中

※避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

場所	共通事項	個別事項
普通教室	○教師の指示による安全確保の的確な指示(頭部の保護、窓や壁際から離れさせる)	○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示。
特別教室		○実験中であれば、危険回避の指示(ガス、薬品、熱)
体育館	○火気使用中であれば消火する。 ○生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認	○中央に集合させ、体を低くするように指示(授業内容や体育用具の位置によっては、壁に寄り添う場合もある)
校庭	○余震や二次災害に備え、生徒等を落ち着かせる。	○建物から離れ、中央に集合させ体を低くするように指示(液状化発生の場合、体育館へ)
プール	○二次避難をする場合の指示・誘導	○速やかにプールのふちに異動させ、ふちをつかむように指示 ○避難準備(サンダル・靴を履き、衣類やバスタオルで身を守る)

- 【指示例】①「落ち着きなさい。被害が予想されます。壁や窓から離れ、机の下にもぐりなさい。両手で机の脚をもち、頭を守りなさい。上着やカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて、次の指示を待ちなさい」
- ②「落ち着きなさい。被害が予想されるので、校庭に避難しなさい。声を出さず、校舎内は走らず、静かに非難しなさい。上からの落下物に気を付けながら、落ち着いて指示に従って校庭(体育館)に避難しなさい。」

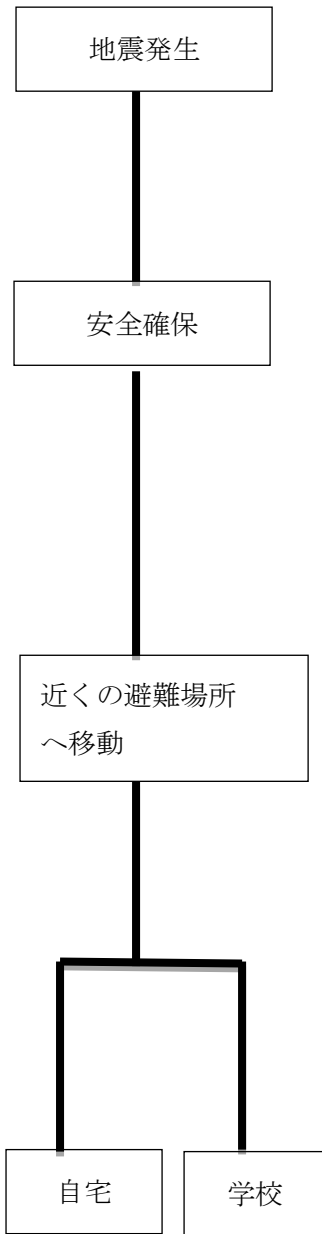
イ 教師と生徒等が離れている場合
(始業前、休み時間、放課後等)

場所	生徒等の行動	教職員の対応
階段 廊下 トイレ等	○揺れている間は、上着やカバン等で頭部を保護してじっと待機する。 ○落下物や倒壊物に気をつける。 ○揺れが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する。 ○周囲の安全確認	○全校指示(揺れが収まるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するように指示) ○教職員は分散して生徒等の安全確保、指示・誘導 ○校舎外にいる生徒等の安全確保、負傷者の応急手当て
校庭等	○建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる ○揺れが収まるまで、後頭部を保護し、広い場所の中央で待機する	○避難場所の決定および周知

(4) 登下校時の災害対応マニュアル

生徒等の行動

教職員の対応



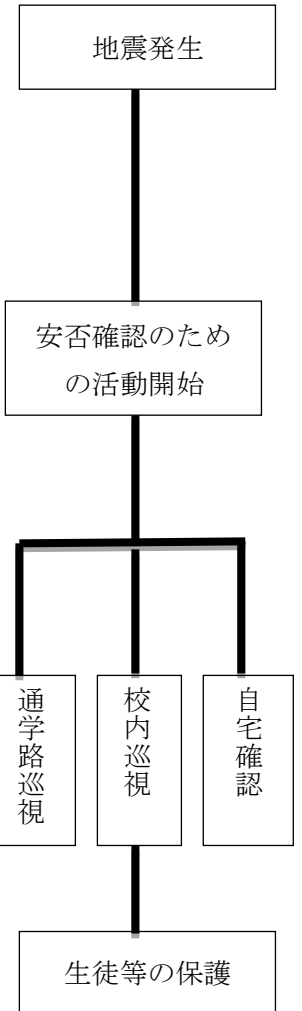
- 頭部を保護し、身を低くする
- 車道には出ない。
- 建物、ブロック塀、窓ガラスから離れる。

- 揺れが収まったら、状況に応じて公園、学校等の避難場所、あるいは自宅に避難する。
- 自宅や学校に避難することが困難な場合、教職員や保護者、地域のひとが来るまで、そのまま待機する。

- 校内残留生徒等の安否の確認
- 通学路上、避難場所の生徒等の安否確認（生徒引取り確認カードの持参）

- 保護者、地域と連携し、生徒等の所在確認

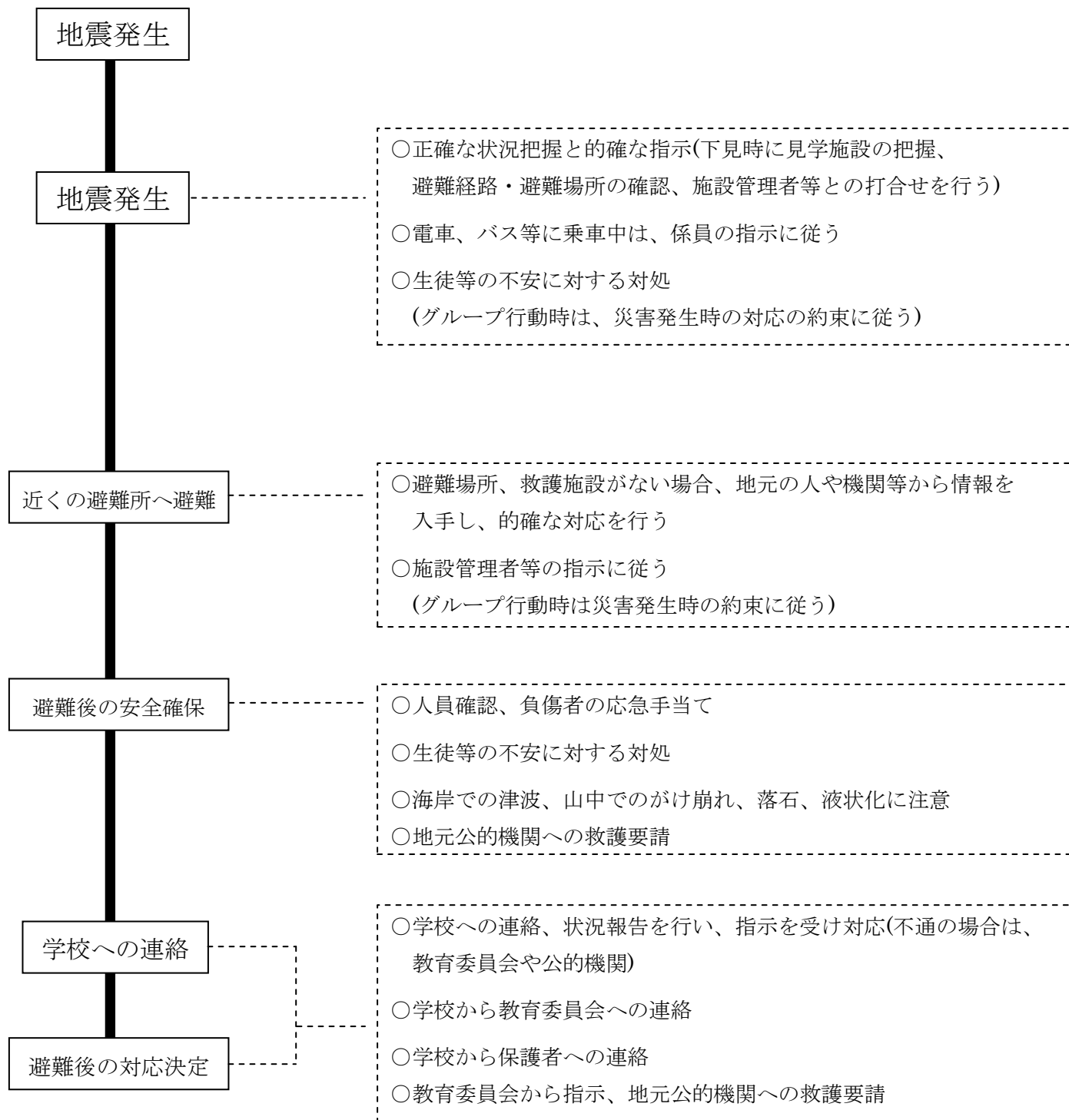
- 家庭への確実な引き渡し
- 家族不在時は学校で保護



避難後の対応決定

状況に応じた対応（生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携）をとる。

(5) 校外活動中の災害対応マニュアル



※修学旅行等、市域外で学習しているときに朝霞市内に地震があった場合

- ・地震の規模、被害状況等の情報収集
- ・学校または教育委員会への連絡、指示を受け対応
- ・地元公的機関や関係機関(旅行業者等)との連携
- ・生徒の不安に対する対処(状況説明、今後の対応等)